

別添 1

特例制度の概要について

1. 目的

平成 24 年 8 月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号。以下「改正認定こども園法」という。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後 5 年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

このため、平成 24 年度に保育士養成課程等検討会における議論（※）を踏まえ、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者（以下「特例対象者」という。）を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例（以下「特例教科目」という。）を設け、免許・資格の併有を促進することとしました。

※保育士養成課程等検討会の報告書リンク先

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002zto3-att/2r9852000002ztrr.pdf>

2. 特例制度の対象者

特例対象者は、幼稚園教諭免許を有する者であって、次の施設において「3 年以上かつ 4320 時間以上（4320 時間は実労働時間）」の実務経験を有する者です。この実務経験は複数施設における合算でも可能です。

- ① 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
- ② 認定こども園
- ③ 保育所
- ④ 公立の認可外保育施設
- ⑤ へき地保育所
- ⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

ただし、⑦は次の施設を除くことに注意してください。

ア 当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設

イ 当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

※アは、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が監査等において確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半分以上を占めている施設。

イは、都道府県等の監査等においてイの形態で常時施設を運営していることを確認した施設。

3. 特例制度による免除科目等

①試験科目

幼稚園等（上記 2 ①～⑦）における実務経験を通じて、保育に関する経験や表現活動の経験を積んでいることを考慮し、幼稚園教諭免許状を有する者（実務経験不問）における試験免除科目（「教育原理」「保育の心理学」「実技試験」）に加え、特例制度の対象者（幼稚園教諭免許状を有する者（実務経験必要））は「保育実習理論」の受験を免除することとしています。

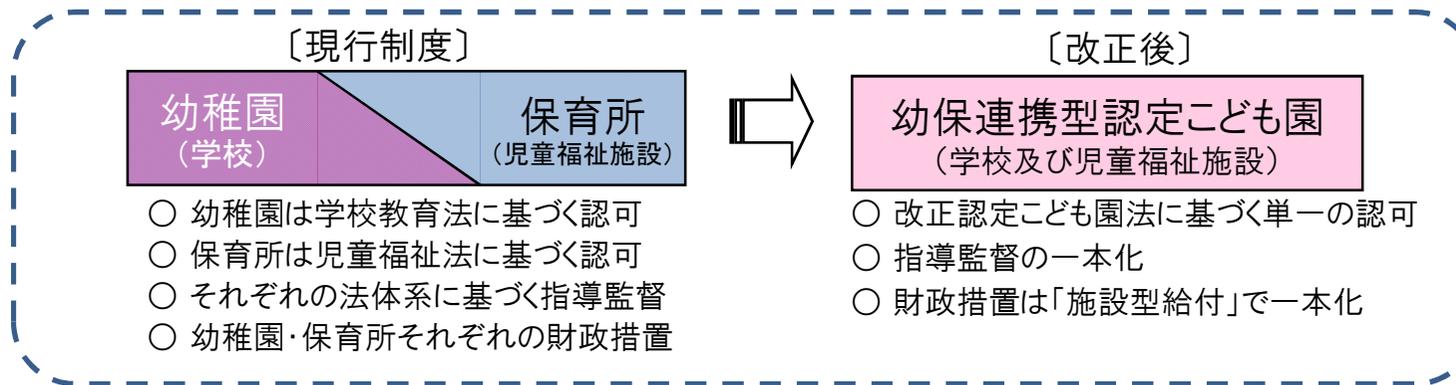
②履修科目

幼稚園等（上記 2 ①～⑦）における実務経験を通じて、一定の経験を積んでいることを考慮し、幼稚園教諭免許状を有する者（実務経験不問）は、34 単位の履修により保育士試験の筆記試験を全科目免除することとしています。が、特例制度の対象者（幼稚園教諭免許状を有する者（実務経験必要））は 8 単位の履修により、保育士試験の筆記試験を全科目免除することとしています。

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



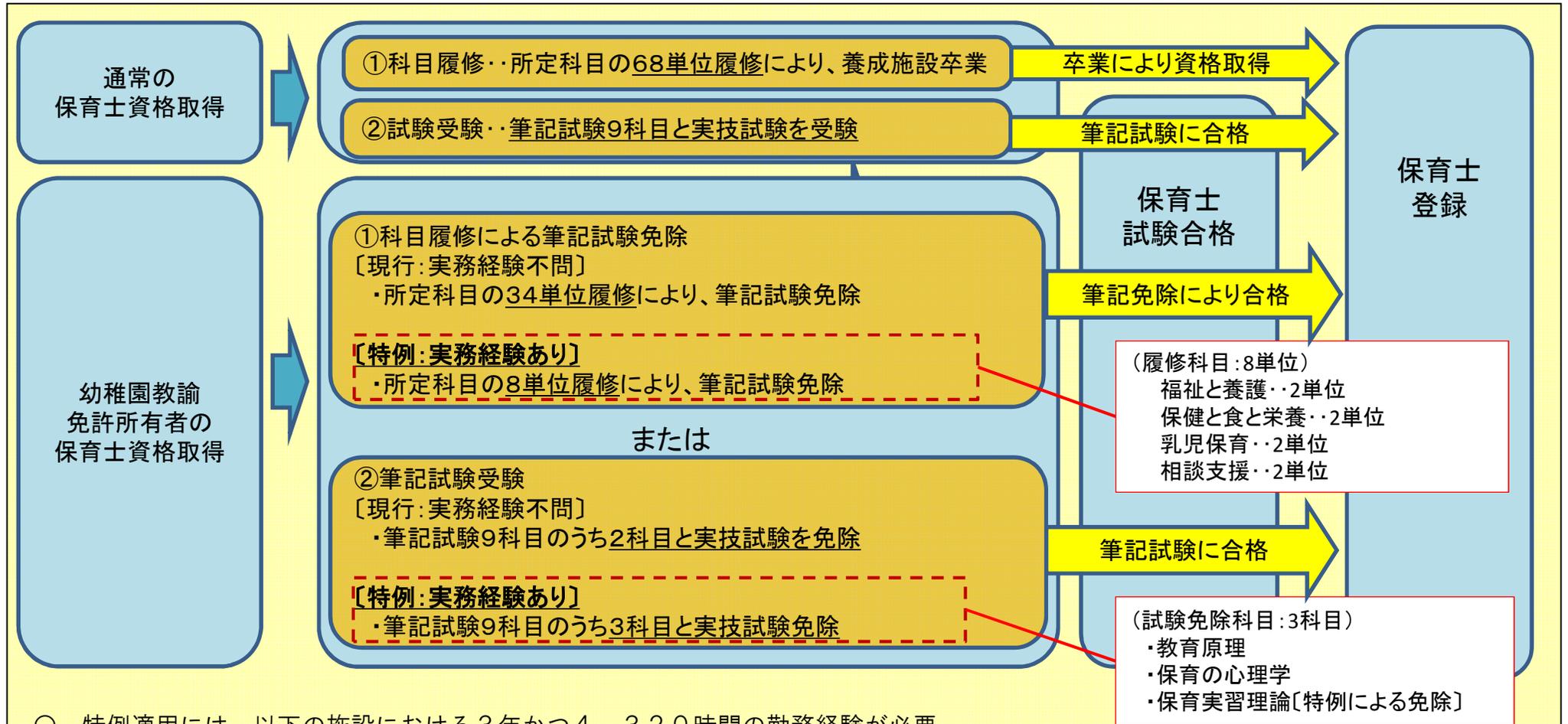
- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1／4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。
新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

2. 免許・資格の併有促進と検討会の設置

- 経過措置期間中に、保育所または幼稚園における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。
 - ① 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減
(※整備法により教育職員免許法について、所要の改正が行われた。今後教育職員免許法施行規則を改正予定)
 - ② 幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減
- 文部科学省、厚生労働省のそれぞれの有識者会議において、専門的な見地から検討。
 - ・ 文部科学省：「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」(無藤 隆主査)
 - ・ 厚生労働省：「保育士養成課程等検討会」(汐見 稔幸座長)

保育士資格取得の特例について

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。
 - ※幼稚園に勤務する幼稚園教諭の保育士資格の併有状況:75%
 - ※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設）、幼稚園併設型認可外保育施設

 今回の特例により、現行に加えたところ

(参考)

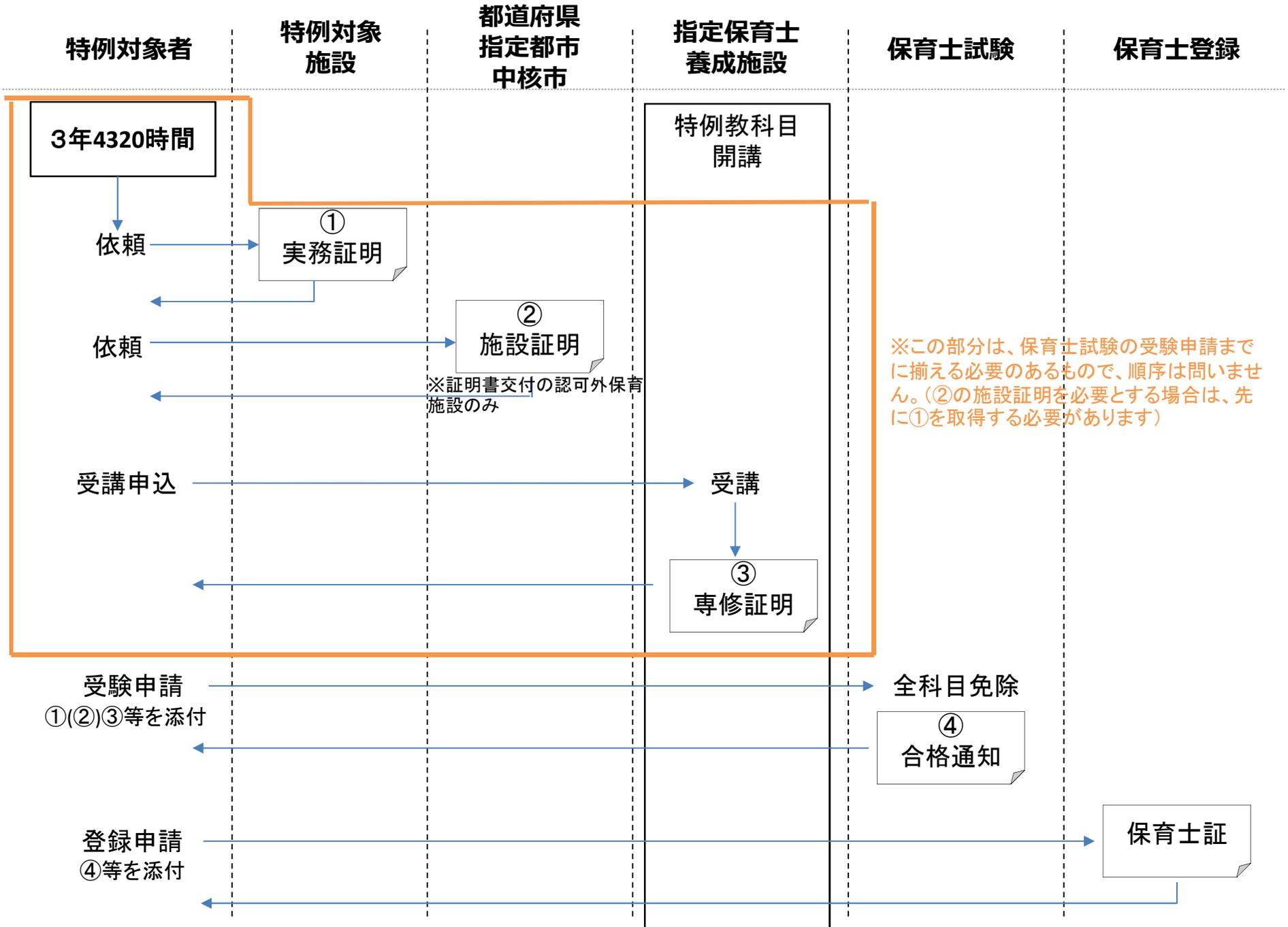
幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験不問)の
保育士資格取得に必要な履修科目

保育士資格取得特例(実務経験を有する幼稚園教諭)
の保育士資格取得に必要な履修科目

①試験科目	② ①の受験免除に必要な履修科目	履修形態 単位数	<特例による履修形態・単位数>	
社会福祉	社会福祉	講義・2	履修	福祉と養護(講義・2単位)
	相談援助	演習・1	—	
社会的養護	社会的養護	講義・2	履修	相談支援(講義・2単位)
	社会的養護内容	演習・1	—	
児童家庭福祉	児童家庭福祉	講義・2	履修	保健と食と栄養(講義・2単位)
	家庭支援論	講義・2	履修	
子どもの保健	子どもの保健Ⅰ	講義・4	履修	乳児保育(演習・2単位)
	子どもの保健Ⅱ	演習・1	—	
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習・2	履修	①通学課程による履修例 ・通学による履修(約19日) ②通信課程による履修例 ・独習+レポート+試験+面接授業(約2日)
保育原理	保育原理	講義・2	—	
	乳児保育	演習・2	履修	
	保育相談支援	演習・1	履修	
保育実習理論	障害児保育	演習・2	—	
	保育内容総論	演習・1	—	
	保育内容演習	演習・5	—	
	保育の表現技術	演習・4	—	
合計単位数		34単位	8単位	

※幼稚園教諭免許状を有しない場合は、68単位の履修が必要

特例教科目の受講から保育士証交付までの流れ



別添 2

特例教科目を開講する施設について

1. 特例教科目を開講できる施設

特例教科目は、指定保育士養成施設において開講することができます。指定保育士養成施設であれば、指定された授業の開講方法（昼間、昼間開講制、夜間、昼間定時制、通信制）に関わらず特例教科目の開講が可能です。

また、一つの指定保育士養成施設において特例教科目を1科目のみ開講することも可能です。

2. 特例教科目

「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）に定める教科目（以下「通常課程の教科目」という。）と特例教科目の対応は次の表のとおりです。

なお、通常課程の教科目名は指定保育士養成施設において告示の名称から変更することは可能ですが、特例教科目の名称は、特例制度を活用する者が特例教科目を複数の指定保育士養成施設において修得する可能性があることを踏まえ、修得した特例教科目を分かりやすくすることが必要であることから、特例教科目の名称は変更せずに実施していただきます。

指定保育士養成施設においては、特例教科目の受講に当たり、受講する者が幼稚園教諭免許状を有しているかどうかの確認をしていただきます。実務経験（3年4,320時間）については、保育士試験の受験申請時まで満たす必要があるものであることから、指定保育士養成施設において実務経験の有無について確認をしていただく必要はありません。

特例教科目	特例教科目に必要な単位数	特例教科目に対応する告示に定める教科目（通常課程の教科目）
福祉と養護（講義）	2	社会福祉 児童家庭福祉 社会的養護
相談支援（講義）	2	家庭支援論 保育相談支援
保健と食と栄養（講義）	2	子どもの保健 I 子どもの食と栄養
乳児保育（演習）	2	乳児保育

3. 届出の必要

特例教科目は、指定保育士養成施設における任意開設教科目として開講することになります。開講後は、都道府県、指定都市及び中核市を経て管轄の地方厚生局に届け出る必要があります。届出の様式は別紙1のとおりです。

なお、届け出られた情報は厚生労働省においてまとめ、特例教科目の開講養成校として厚生労働省ホームページにて公開する予定です。

4. 専修証明書の記入方法

特例教科目を活用して保育士試験を受験する際には、「保育士養成課程修了証明書等について」（平成15年12月8日雇児発第1208001号）において定める専修証明書が必要になりますので、指定保育士養成施設は専修証明書の発行をお願いします。具体的な記載方法は次のとおりです。

【例 1 - 1】

特例教科目を開講している指定保育士養成施設において、特例教科目（「福祉と養護」「保健と食と栄養」）による証明書を交付する場合

(注) 特例教科目の「相談支援」を取得していないので、試験科目の「児童家庭福祉」は免除になりません。

試験免除科目		修得した特例教科目名	修得した養成課程の教科目名 (告示に定める教科目) ※通常課程の教科目名のこと
<input type="radio"/>	1 社会福祉	A 福祉と養護	① 社会福祉
	2 児童家庭福祉	A 福祉と養護	② 児童家庭福祉
		B 相談支援	③ 家庭支援論
<input type="radio"/>	3 子どもの保健	C 保健と食と栄養	④ 子どもの保健 I
<input type="radio"/>	4 子どもの食と栄養		⑤ 子どもの食と栄養
	5 保育原理	D 乳児保育	⑥ 乳児保育
		B 相談支援	⑦ 保育相談支援
<input type="radio"/>	6 社会的養護	A 福祉と養護	⑧ 社会的養護

(注：次に該当する場合、試験免除科目とすること)

- 1：A 又は ①
- 2：A・B、A・③、B・② 又は ②・③
- 3：C 又は ④
- 4：C 又は ⑤
- 5：B・D、B・⑥、D・⑦ 又は ⑥・⑦
- 6：A 又は ⑧

1 修得した特例教科目を確認し、該当する項目に○を記入します。

2 1で○を付けたものに該当する「試験免除科目」を確認し、左欄に○を記入します。

【例 1 - 2】

特例教科目を開講している指定保育士養成施設において、特例教科目と通常課程の教科目を組み合わせた証明書を交付する場合

なお、通常課程の教科目は過去の在学期間に修得したものと仮定するが、今後指定保育士養成施設において通常課程の教科目を修得する場合でも同様

3 1と2で○を付けたものに該当する「試験免除科目」を確認し、左欄に○を記入します。この場合、保育士試験は全科目免除になります。

試験免除科目			修得した特例教科目名		修得した養成課程の教科目名 (告示に定める教科目)	
○	1	社会福祉	A	福祉と養護	①	社会福祉
○	2	児童家庭福祉	A	福祉と養護	②	児童家庭福祉
			B	相談支援	③	家庭支援論
○	3	子どもの保健	C	保健と食と栄養	④	子どもの保健 I
○	4	子どもの食と栄養			⑤	子どもの食と栄養
○	5	保育原理	D	乳児保育	⑥	乳児保育
			B	相談支援	⑦	保育相談支援
○	6	社会的養護	A	福祉と養護	⑧	社会的養護

(注：次に該当する場合、試験免除科目とすること)

- 1：A 又は ①
- 2：A・B、A・③、B・② 又は ②・③
- 3：C 又は ④
- 4：C 又は ⑤
- 5：B・D、B・⑥、D・⑦ 又は ⑥・⑦
- 6：A 又は ⑧

2 「保健と食と栄養」は、特例教科目により修得したので、○を付けます。

1 在学期間に修得した通常課程の教科目名に○を付けます。

(注1) 告示に定める教科目名と違う教科目名において授業を実施している場合は、告示に該当する教科目を修得しているか自身の学校のシラバス等において確認し、記入してください。

(注2) いわゆる旧カリキュラムによる場合は、旧カリキュラムの内容が現在の通常課程のカリキュラム(新カリキュラム)の内容を満たしている場合は、新カリキュラムの内容を修得したのものとして記入してください。この場合に当たっては、学校は自身のシラバス等において新カリキュラムの内容を満たしているかどうか、適切にご確認ください。

【例 2】

特例教科目を開講していない指定保育士養成施設の場合

(注) 特例教科目を開講していないので、当該欄には○を付けません。

試験免除科目			修得した特例教科目名		修得した養成課程の教科目名 (告示に定める教科目)	
○	1	社会福祉	A	福祉と養護	①	社会福祉
	2	児童家庭福祉	A	福祉と養護	②	児童家庭福祉
			B	相談支援	③	家庭支援論
	3	子どもの保健	C	保健と食と栄養	④	子どもの保健 I
	4	子どもの食と栄養			⑤	子どもの食と栄養
	5	保育原理	D	乳児保育	⑥	乳児保育
			B	相談支援	⑦	保育相談支援
○	6	社会的養護	A	福祉と養護	⑧	社会的養護

(注: 次に該当する場合、試験免除科目とすること)

- 1: A 又は ①
- 2: A・B、A・③、B・② 又は ②・③
- 3: C 又は ④
- 4: C 又は ⑤
- 5: B・D、B・⑥、D・⑦ 又は ⑥・⑦
- 6: A 又は ⑧

1 過去の在学期間に修得した通常課程の教科目名に○を付けます。

2 通常課程の教科目である「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」を修得している場合は、試験科目である「社会福祉」「社会的養護」が免除されますので、免除される試験科目に○を付けます。

(別紙)

番 号
平成 年 月 日

〇〇厚生局長 殿

届出者名 (印)

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例教科目開設届

標記について、次のとおり特例教科目を開設したことを届け出致します。

1. 施設の名称及び所在地

2. 開設年月日

3. 定員

4. 開設した特例教科目名

授業形態※

福祉と養護

昼間 昼夜開講制 夜間 昼間定時制 通信制

相談支援

昼間 昼夜開講制 夜間 昼間定時制 通信制

保健と食と栄養

昼間 昼夜開講制 夜間 昼間定時制 通信制

乳児保育

昼間 昼夜開講制 夜間 昼間定時制 通信制

※該当する授業開設方法に○を記載

特例教科目開講のイメージ

1校で開講するパターン

指定保育士養成施設

福祉と養護

相談支援

保健と食と栄養

乳児保育

複数校で開講するパターン

指定
保育士
養成施設

福祉と養護

指定
保育士
養成施設

相談支援

指定
保育士
養成施設

保健と食と
栄養

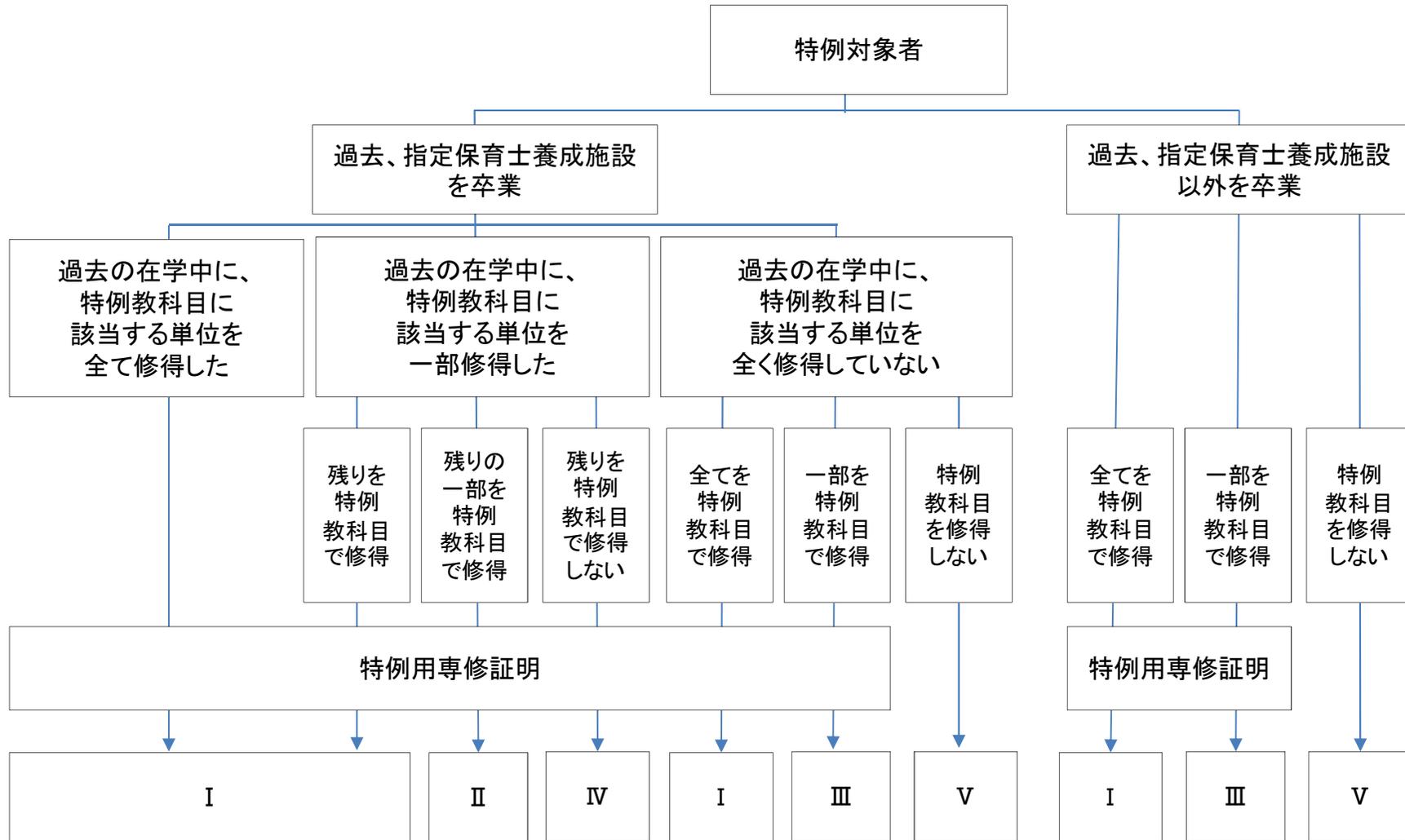
指定
保育士
養成施設

乳児保育

指定保育士養成施設であれば、
指定された授業の開講方法（昼間、昼間開講制、夜間、昼間定時制、通信制）
によらずに特例教科目を実施することが可能

開講後1月以内に届出が必要

特例教科目の受講方法のイメージ



I : 保育士試験を全科目免除により合格

II : 過去に修得した教科目を活用した試験科目免除と特例教科目による試験科目免除を組み合わせる保育士試験の一部試験を実施

III : 特例教科目による試験科目免除により保育士試験の一部試験を実施

IV : 過去に修得した教科目を活用した試験科目免除により保育士試験の一部試験を実施

V : 保育士試験のうち「保育の心理学」「教育原理」「保育実習理論」「実技試験」が免除

※ I ~ V 共通で、保育士試験のうち「保育の心理学」「教育原理」「保育実習理論」「実技試験」が免除

特例教科目の受講方法のイメージ

【例1(前ページのⅡの者)】

在学中に通常の養成課程の教科目である「社会福祉」「社会的養護」「児童家庭福祉」「家庭支援論」「保育相談支援」を修得。これにより、試験科目である「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」が試験免除科目になる。また、特例教科目である「保健と食と栄養」「乳児保育」を修得することで保育士試験は全科目免除。(特例教科目によらず通常の養成課程の教科目(この場合、「子どもの保健Ⅰ」「子どもの食と栄養」「乳児保育」)を履修することでも特例により全科目免除になる。)

【例2(前ページのⅢの者)】

特例教科目の「福祉と養護」「相談支援」を修得することで、保育士試験の「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」が免除。

【例3(前ページのⅣの者)】

在学中に「子どもの保健Ⅰ」「子どもの食と栄養」「乳児保育」を修得。これにより、保育士試験の「子どもの保健」「子どもの食と栄養」が免除。

保育士試験免除科目、特例教科目、通常の養成課程の教科目の対応

試験免除科目		特例教科目		告示に定める教科目	
1	社会福祉	A	福祉と養護	①	社会福祉
2	児童家庭福祉	A	福祉と養護	②	児童家庭福祉
		B	相談支援	③	家庭支援論
3	子どもの保健	C	保健と食と栄養	④	子どもの保健Ⅰ
4	子どもの食と栄養			⑤	子どもの食と栄養
5	保育原理	D	乳児保育	⑥	乳児保育
		B	相談支援	⑦	保育相談支援
6	社会的養護	A	福祉と養護	⑧	社会的養護

特例教科目と 通常養成課程の教科目の対応

特例教科目	通常養成課程の教科目
福祉と養護	社会福祉 児童家庭福祉 社会的養護
相談支援	家庭支援論 保育相談支援
保健と食と栄養	子どもの保健Ⅰ 子どもの食と栄養
乳児保育	乳児保育

(注:次に該当する場合、試験免除となる)

1:A又は①

2:A+B、A+③、B+②又は②+③

3:C又は④

4:C又は⑤

5:B+D、B+⑥、D+⑦又は⑥+⑦

6:A又は⑧

別添 3

特例制度を活用した保育士試験の実施について

1. 保育士試験を受験するにあたって必要な書類

特例制度により保育士試験を受験するにあたって、特例対象施設等から取得しなければならない証明書類があります。証明書類は「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度の円滑な実施について」（平成 25 年 8 月 8 日付け通知）で定めているとおりです。

①実務証明書

特例対象施設において「3 年 4320 時間」の実務経験を有したことを証明していただく必要があります。証明者は施設長です。

なお、特例対象施設の一覧表が公表される予定ですので、受験者及び実務証明書の証明者は当該一覧表をご確認ください。

②施設証明書

別添 1 の 2 ⑦の施設（以下「証明書交付認可外保育施設」という。）の場合、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付している都道府県、指定都市及び中核市の担当課において当該施設が特例対象施設であるかどうか確認し、施設の証明をしていただきます。

証明にあたっては、証明書交付認可外保育施設である期間の範囲内に特例対象の実務経験期間があることをご確認いただき、証明書の交付をお願いします。

2. 実務経験と保育士養成施設における単位修得の関係

特例制度により保育士試験を受験するにあたって、保育士試験の受験申請をする時までには、特例対象施設における実務経験（3 年 4320 時間）と保育士養成施設における単位修得（学び）の両方を満たす必要があることから、実務経験と学びの前後関係は問いません。

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格の取得のための特例制度(QA)

No.	項目	質問	回答
1	特例対象者	実務経験の「3年かつ4,320時間」に、産前産後休暇、育児休業や休職期間は含まれるか。また、時間数は実労働時間か。	幼稚園教諭免許状を有し、「3年かつ4,320時間」以上児童の保護に従事した実務経験を必要としているため、産前産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また、時間数は実労働時間です。
2	特例対象者	廃止や統合された施設における在職年数はどう証明したらよいか。	施設が廃止された場合でも当該施設の設置者が存在している場合は、当該施設の設置者に証明してもらってください。施設の設置者が存在していない場合であっても、統合等によって必要書類等が引き継がれており、引き継いだ団体が証明できる場合は引き継いだ団体による証明も可能とします。
3	特例対象者	施設長者は特例の対象者となるか。	対象となります。
4	特例対象者	3年かつ4,320時間の実務経験を満たしてから、保育士養成施設において単位修得(学び)をする必要があるか。	保育士試験申請時まで実務経験を満たすことが必要であることから、3年4,320時間の実務経験と単位修得(学び)の前後関係は設けておりません。 今回の特例と同様、文部科学省においても保育士資格を有する者における幼稚園教諭免許状取得特例を実施しています。文部科学省における特例は、教育職員検定の仕組みを用い、実務経験と学びの前後関係を問わずに実施します。特例による免許・資格取得の取り扱いを合わせることで円滑な保育教諭の確保、また子ども・子育て支援新制度の円滑な実施につながるものであること等を踏まえ、幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例においても、実務経験と学びの間に前後関係は設けていません。
5	特例対象者	幼稚園教諭免許状の免許状更新講習を受講していない者は特例対象者となるか。	特例制度により保育士資格を取得するに当たっては、幼稚園教諭免許状を有していることが必要ですので、幼稚園教諭免許状の免許状更新講習を受講していなくても、特例対象者となります。ただし、免許状が失効している方は対象になりません。

No.	項目	質問	回答
6	特例を実施する保育士養成施設	養成校での履修の際に、履修希望者が幼稚園教諭免許状を有しているかどうか及び実務経験の要件を満たしているかどうかを、養成校が確認する必要があるか。	保育士試験申請時まで実務経験を満たすことが必要であり、3年4,320時間の実務経験と単位修得(学び)の前後関係は設けていないため、実務経験の要件を満たしているかどうかについては確認する必要はありませんが、幼稚園教諭免許状の有無については、受講申し込みの際などに幼稚園教諭免許状の写しを提出させることなどにより確認するようにしてください。
7	特例を実施する保育士養成施設	今回の特例を実施するに当たり、保育士養成施設における学則に位置づける必要があるか。	学則に位置づけるかどうかは、各保育士養成施設において判断していただきます。
8	特例を実施する保育士養成施設	特例教科目を担当する教員は、どのような者を配置する必要がありますか。	今回の特例は、幼稚園教諭としての実務経験を有する者における保育士資格取得特例であり、実務経験によって得ることが困難である内容について保育士養成施設において受講することとしています。 教員の配置にあたっては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(雇児発第1209001号)別紙1に規定する指定保育士養成施設としての教員と同等の資格を有する者を配置してください。 なお、教員の雇用形態(常勤か非常勤か)は問いません。
9	特例を実施する保育士養成施設	特例教科目を実施するに当たり、定員数の制限はあるか。	今回の特例は、保育士養成施設における受講であるため、原則、定員を遵守して実施していただきます。 ただし、今回の特例については、改正認定こども園法施行5年後までの時限措置であることに鑑み、定員を超えて受け入れることが特例制度を特例期間内において持続的に実施するために必要であると保育士養成施設が判断した場合は、受講する者の適切な学習機会や環境を阻害することのない範囲で定員を超えた受け入れを行うことができます。
10	特例を実施する保育士養成施設	特例教科目の開設は、指定保育士養成施設でない施設においても実施できるのか。	特例教科目は、指定保育士養成施設としての任意開設科目(「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)第2条で定める任意開設科目)として実施するものであるため、指定保育士養成施設以外での実施はできません。

No.	項目	質問	回答
11	特例を実施する保育士養成施設	養成校における単位は、どの様に算定すれば良いか。	<p>養成校においては従前より「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)により、指定保育士養成施設の単位数は、短期大学設置基準の例により算定することとされていますので、任意開設科目である特例教科目につきましても同様の取り扱いをしてください。</p> <p>なお、平成25年3月29日に「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第13号)が公布され、平成25年4月1日から施行されております。これは、単位の修得に必要な授業時間を変更するものではありませんが、教育上必要があり、かつ、十分に教育効果を上げられることができると認められる場合には、多様な授業期間の設定を可能にするものであることから、特例制度の実施に当たっても同様にこの改正の趣旨に鑑み受講方法を検討していただくとともに、受講形態のニーズに配慮した開講をお願いします。</p>
12	特例を実施する保育士養成施設	履修形態はどのようなものが望ましいか。	<p>勤務されている方の勤務時間等に配慮した日程や方法(通信制や夜間等)を採っていただくとよいと思います。なお、「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度の円滑な実施について(25初幼教第19号、雇児保発0808第5号、平成25年8月8日付)において、幼稚園、保育所に対して、特例制度に関するアンケート調査を実施しています。調査結果がまとまり次第、結果を提供する予定ですので、それらの結果も踏まえ、対象者が受講しやすい時間帯等に開設する等、配慮をお願い致します。</p>